課題設定による人文学・社会科学研究推進事業（学術知共創プログラム）
研究評価要項

令和５年４月６日
課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業事業委員会決定
改正：令和７年３月５日

この要項は、課題設定による人文学・社会科学研究推進事業（学術知共創プログラム）（以下「学術知共創プログラム」という。）に係る研究評価に関し、必要な事項について定めるものとする。

第１　評価の目的

学術知共創プログラムに係る各研究テーマについて研究目的の達成度等を把握するとともに、当該研究のさらなる発展に資することを目的とする。

第２　用語の定義

この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一　部会：　課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業事業委員会規程第７条第１項第４号に規定する学術知共創部会のことを言う。

二　委員：　学術知共創部会委員のことを言う。

第３　評価の時期

研究期間の３年度目及び最終年度に評価を行うものとし、前者を中間評価、後者を最終評価とする。

第４　評価の実施

Ⅰ．実施体制及び実施方法（共通事項）

１．評価は、部会が行うものとする。

２．評価は、書面、ヒアリング及び合議により実施するものとし、最終的に部会全体で行う合議により、研究テーマの総合評価を決定する。

Ⅱ．中間評価

１．実施手順

（１）個別書面評価

ア　部会は、研究テーマ毎に委員の中から数名を担当委員（うち、１名を主

担当委員とする。）として割り当てる。

イ　担当委員は、応募内容提案書（添付ファイル項目）及び評価用研究成果報告書に基づき、担当研究テーマの評価を行う。「２．評価に当たっての着目点」に掲げる項目（１）～（４）の各要素について「３．評価基準」の（１）により評価を行うとともに、（２）により担当研究テーマの総合評点を付し、評価コメントを作成する。

（２）ヒアリング評価

委員は、研究テーマについて、ヒアリングを行い、「２．評価に当たっての着目点」に掲げる項目（１）～（４）の各要素に着目して評価を行う。

このほか、ヒアリング評価の手順等については、別に定める。

（３）合議評価

部会は、個別書面評価結果（評価コメントを含む）及びヒアリング評価結果に基づき、合議を行い、中間評価結果（様式１）を決定する。

２．評価に当たっての着目点

（１）研究の進展状況

・本事業の趣旨及び当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。

・今後の研究推進上、問題となる点はないか。

・採択時に通知された「審査に係る所見」の内容が適切に反映されているか。

・学術的に高い水準が確保されているか。

（２）研究成果及びその発信・普及

・当初の研究目的に照らして期待された成果をあげているか。（あげつつあるか。）

・計画にしたがい、研究成果を適切に公開、普及させているか。

・研究成果及びその普及によって、より広い学術や社会の発展への寄与が期待できるか。

（３）研究実施体制

・研究プロジェクトチームは、研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効果的に進められているか。

（４）委託費の使用

・委託費は適正かつ効果的に使用されているか。

３．評価基準

（１）項目毎の評価

区分	評　価　基　準

S	優れている
A	良好である
B	やや不十分である
C	不十分である

（２）総合評価

区分	評　価　基　準
S	想定を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
A⁻	概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれるが、一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要である
B	研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

Ⅲ．最終評価

１．実施手順

（１）個別書面評価

ア　部会は、研究テーマ毎に委員の中から数名を担当委員（うち、１名を主担当委員とする。）として割り当てる。

イ　担当委員は、応募内容提案書（添付ファイル項目）及び評価用研究成果報告書に基づき、担当研究テーマの評価を行う。「２．評価に当たっての着目点」に掲げる項目（１）～（３）の各要素について、「３．評価基準」の（１）により評価を行うとともに、（２）により担当研究テーマの総合評点を付し、評価コメントを作成する。

（２）ヒアリング評価

委員は、研究テーマについて、ヒアリングを行い、「２．評価に当たっての着目点」に掲げる項目（１）～（３）の各要素に着目して評価を行う。

このほか、ヒアリング評価の手順等については、別に定める。

（３）合議評価

部会は、個別書面評価結果（評価コメントを含む）及びヒアリング評価結果に基づき、合議を行い、最終評価結果（様式２）を決定する。

２．評価に当たっての着目点

（１）研究目的の達成度

・当初の研究目的又はそれと同等以上の研究の進展があったか。

・学術的に高い水準が確保されたか。

・人文学・社会科学と自然科学の双方に学術的視野の広がりを有する人材の育成に対し、貢献があったか。

（２）研究成果及びその発信・普及

・当初の研究目的に照らして期待された成果をあげたか。

・研究成果及びその普及によって、より広い学術や社会の発展に対し、貢献があったか。

（３）委託費の使用

・委託費は適正かつ効果的に使用されたか。

３．評価基準

（１）項目毎の評価

区分	評　価　基　準
S	非常によい
A	良い
B	やや不十分な点がある
C	不十分

（２）総合評価

区分	評　価　基　準
S	期待以上の成果があった
A	期待どおりの成果があった
A⁻	概ね期待どおりの成果があったが、一部十分ではなかった
B	十分ではなかったが一応の成果があった
C	期待された成果が上がらなかった

第５　その他

Ⅰ．開示・公表等

１．評価の過程は、非公開とする。

２．中間評価及び最終評価は、委員の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、総合評価及び評価コメントを研究代表者及び責任機関に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

Ⅱ．利害関係者の排除

１．委員は、評価対象研究テーマに参画している場合、当該研究テーマについての評価に加わらないこととする。

２．委員は、前項のほか以下のいずれかに該当する場合、速やかに申し出るとと

に、当該研究テーマについての評価に加わらないこととする。

① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

② 緊密な共同研究を行う関係

③ 同一研究単位での所属関係（同一研究室の研究者等）

④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

⑤ その他、委員が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される関係

Ⅲ．秘密保持

1．委員として評価の過程で知り得た個人情報、及び評価内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。

2．委員として取得した情報（各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理に当たるものとする。

Ⅳ．その他

この要項に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

様式１

課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業
中間評価結果

プログラム名	学術知共創プログラム
課題	
研究テーマ名	
研究代表者	
所属機関・部局・職	

総合評価
評価コメント

（研究代表者のみに通知するコメント）

様式２

課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業
最終評価結果

プログラム名	学術知共創プログラム
課題	
研究テーマ名	
研究代表者	
所属機関・部局・職	

総合評価
評価コメント

（研究代表者のみに通知するコメント）